

平成 19 年 8 月 17 日

NPO 日本エステティック機構 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省健康局生活衛生課

エステティック業では、脱毛行為、アートメイクなどの施術による健康危害などが度々発生していたことから、厚生労働省としては、平成13年11月8日医政医発第105号「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」などにより健康危害防止措置の徹底を図っているところであるが、現状においても、施術を巡るトラブルが消費者団体に多く寄せられるなど改善されていない状況にある。

また、理容師法、美容師法の観点からは、「フェイシャル」と称する施術は理容師、美容師の独占業務とされている「美顔術」に抵触するおそれがある行為ではないかとの疑念が、自治体等から寄せられている。

このような状況下において、今般、貴法人が実施を計画している事業について、関係法令に抵触するおそれがあると思慮されるので、下記の内容について文書にて回答をお願いいたしたい。

記

1. 日本エステティック機構が認証するエステティシャンの手技の具体的な内容
2. 日本エステティック機構が将来認証する可能性のある美容脱毛エステティシャンが行う脱毛施術あるいはエステティシャンの認証にあたって必要な修得技術としての脱毛施術について、医師法に反しないことの合理的な理由
3. 認定エステティシャンの修得技術である「フェイシャル」が、理容師法及び美容師法にいう独占業務の範囲にあたらない合理的な理由
4. 上級エステティシャン(仮称)の修得技術である「メイクアップ」が、美容師法でいう「化粧等」にあたらない合理的な理由